

議案第137号

訴えの提起について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年3月18日

つくば市長 五十嵐立青

訴えの提起について

サステナスクエア受電設備故障に係る廃棄物の外部処理委託費等の請求に関し、  
次のとおり訴えを提起する。

記

1 訴えの相手方

- (1) 住所 東京都港区新橋六丁目19番15号  
東京美術倶楽部ビルディング5階
- (2) 氏名 NKKS・NSES・KSE 特定業務共同企業体  
上記代表者 株式会社日本管財環境サービス  
代表取締役 徳山 良一

2 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、サステナスクエア受電設備故障に係る可燃ごみの外部処理委託費 739 万 669 円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める。
- (2) 相手方に対し、サステナスクエア受電設備故障に係るウェルネスパーク指定管理施設運営補償金 251 万 1,202 円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める。
- (3) 相手方に対し、サステナスクエア受電設備故障に係る可燃ごみの外部処理委託費及びウェルネスパーク指定管理施設運営補償金の請求のための弁護士費用 99 万 187 円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める。
- (4) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

### 3 訴えの理由

サステナスクエア受電設備故障に係る復旧費用等の負担について、「2-6つくばサステナスクエア包括的運営管理外業務委託」に係る業務委託の受託者である相手方との間で示談交渉を進めてきたが、議論に折り合いがつかない状況であり、相手方から立替金支払請求として、復旧費用（2億2,303万2,025円）の支払を求める訴訟を提起された。

かかる状況を踏まえ、上記故障に関して市が支出している可燃ごみの外部処理委託費用及びウェルネスパーク指定管理施設運営補償金について、上記契約に基づき、相手方に補償を求めるため、訴えを提起するもの

### 4 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解、請求の放棄又は認諾
- (2) 控訴、上告、上告受理申立て又はそれらの取下げ
- (3) その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為  
(提案理由)

損害賠償の請求に関して、訴えを提起するため提出するものである。